

■新旧対照表

様式2

新	旧
(P6)	(P6)

ウ 市民意見募集（パブリック・コメント）

実施期間	意見提出者・意見数
平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）	意見提出は 0 件だった。

エ 三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請

認定申請日・認定日	内容
平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請
平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定
平成 30 年（2018） 9 月 20 日（木）	軽微な変更の届出
令和元年（2019） 6 月 14 日（金）	軽微な変更の届出
令和 2 年（2020） 12 月 25 日（金）	変更認定申請
令和 3 年（2021） 1 月 25 日（月）	変更認定

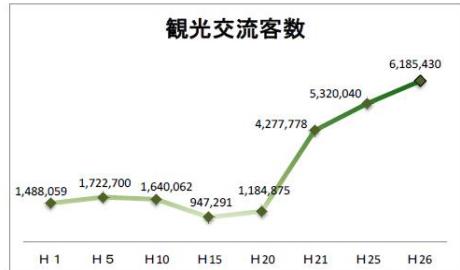
ウ 市民意見募集（パブリック・コメント）

実施期間	意見提出者・意見数
平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）	意見提出は 0 件だった。

エ 三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請

認定申請日・認定日	内容
平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請
平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定
平成 30 年（2018） 9 月 20 日（木）	軽微な変更の届出
令和元年（2019） 6 月 14 日（金）	軽微な変更の届出

■新旧対照表

新	旧																																				
<p>(P16)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>(10) 観光交流客</p> <p>三島市は、宿場町として発達してきたまちであり、現在も小売業やサービス業を含む第3次産業の従事者が多く、観光交流客数と地域活性化は密接な関係にあるといえる。伊豆の玄関口であるという地理的要因や三島大社などの観光資源があることに加え、街の整備や特産品の積極的なPR活動の成果として、年々観光交流客数は増加している。</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>観光交流客数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H1</td><td>1,488,059</td></tr> <tr><td>H5</td><td>1,722,700</td></tr> <tr><td>H10</td><td>1,640,062</td></tr> <tr><td>H15</td><td>947,291</td></tr> <tr><td>H20</td><td>1,184,875</td></tr> <tr><td>H21</td><td>4,277,778</td></tr> <tr><td>H25</td><td>5,320,040</td></tr> <tr><td>H30</td><td>7,748,456</td></tr> </tbody> </table> <p>観光交流客数推移（上記グラフ）から、観光交流客（観光レクリエーション客数及び宿泊客数）は平成15年度（2003）に一旦は落ち込んだものの、平成20年度（2008）にかけて増加傾向になり、さらに平成21年度（2009）では三島大社への参拝者数とせせらぎルート来訪者数を取り入れ、より実態に沿った統計に切り替えたことによって一気に上昇し、その後も順調にその数は伸び続けていることが窺える。なお、平成30年度（2018）の観光交流客数は約775万人である。</p> <p>近年では、平成26年（2014）に新東名高速道路直通の東駿河湾環状道路が開通、平成28年（2016）3月には箱根山中（ささはらやまなか）バイパスが開通するなど広域交通網の整備が進み、併せて箱根西麓エリアに伊豆フルーツパークや人道専用として日本一の長さの箱根西麓・三島大吊橋などのレジャースポットが登場し、平成30年（2018）には箱根八里が日本遺産に認定され、これらが観光交流客增加の要因となっている。</p> <p>また近隣状況としては、平成25年（2013）に富士山が、平成27年（2015）には箱根反射炉がそれぞれ世界文化遺産に登録された。さらに伊豆半島が平成24年（2012）に日本ジオパーク、平成30年（2018）に世界ジオパークに登録され、これらは、国内のみならず世界中から注目を浴び、外国人観光客の増加につながっている。</p> <p style="text-align: center;">写真 箱根西麓・三島大吊橋</p>  <p>- 16 -</p>	年度	観光交流客数(人)	H1	1,488,059	H5	1,722,700	H10	1,640,062	H15	947,291	H20	1,184,875	H21	4,277,778	H25	5,320,040	H30	7,748,456	<p>(P16)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>(10) 観光交流客</p> <p>三島市は、宿場町として発達してきたまちであり、現在も小売業やサービス業を含む第3次産業の従事者が多く、観光交流客数と地域活性化は密接な関係にあるといえる。伊豆の玄関口であるという地理的要因や三島大社などの観光資源があることに加え、街の整備や特産品の積極的なPR活動の成果として、年々観光交流客数は増加している。</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>観光交流客数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H1</td><td>1,488,059</td></tr> <tr><td>H5</td><td>1,722,700</td></tr> <tr><td>H10</td><td>1,640,062</td></tr> <tr><td>H15</td><td>947,291</td></tr> <tr><td>H20</td><td>1,184,875</td></tr> <tr><td>H21</td><td>4,277,778</td></tr> <tr><td>H25</td><td>5,320,040</td></tr> <tr><td>H26</td><td>6,185,430</td></tr> </tbody> </table> <p>観光交流客数推移（上記グラフ）から、観光交流客（観光レクリエーション客数及び宿泊客数）は平成15年度（2003）に一旦は落ち込んだものの、平成20年度（2008）にかけて増加傾向になり、さらに平成21年度（2009）では三島大社への参拝者数とせせらぎルート来訪者数を取り入れ、より実態に沿った統計に切り替えたことによって一気に上昇し、その後も順調にその数は伸び続けていることが窺える。なお、平成26年度（2014）の観光交流客数は約618万人である。</p> <p>近年では、平成26年（2014）に新東名高速道路直通の東駿河湾環状道路が開通、平成28年（2016）3月には箱根山中（ささはらやまなか）バイパスが開通するなど広域交通網の整備が進み、併せて箱根西麓エリアに伊豆フルーツパークや人道専用として日本一の長さの箱根西麓・三島大吊橋などのレジャースポットが登場し、これらが観光交流客增加の要因となっている。</p> <p>また近隣状況としては、平成25年（2013）に富士山が、平成27年（2015）には箱根反射炉がそれぞれ世界文化遺産に登録された。さらに伊豆半島が平成24年（2012）に日本ジオパーク、平成30年（2018）に世界ジオパークに登録され、これらは、国内のみならず世界中から注目を浴び、外国人観光客の増加につながっている。</p> <p style="text-align: center;">写真 箱根西麓・三島大吊橋</p>  <p>- 16 -</p>	年度	観光交流客数(人)	H1	1,488,059	H5	1,722,700	H10	1,640,062	H15	947,291	H20	1,184,875	H21	4,277,778	H25	5,320,040	H26	6,185,430
年度	観光交流客数(人)																																				
H1	1,488,059																																				
H5	1,722,700																																				
H10	1,640,062																																				
H15	947,291																																				
H20	1,184,875																																				
H21	4,277,778																																				
H25	5,320,040																																				
H30	7,748,456																																				
年度	観光交流客数(人)																																				
H1	1,488,059																																				
H5	1,722,700																																				
H10	1,640,062																																				
H15	947,291																																				
H20	1,184,875																																				
H21	4,277,778																																				
H25	5,320,040																																				
H26	6,185,430																																				

■新旧対照表

新	旧
(P32)	(P32)
<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>オ 梅御殿 明治 23 年(1890)の小松宮彰仁親王別邸造営の際、京都御所の一部を下賜された木造 2 階建ての建物で、床柱に梅の木が使われている主室に、梅の間があることから梅御殿と呼ばれる。高床式書院数寄屋造りの邸宅は簡素な趣をもつ書院風で、京都画壇の画家による彩色杉戸絵や襖絵がある。</p> <p>カ 旧小松宮別邸桜御殿 明治 23 年(1890)の小松宮彰仁親王別邸造営の際、梅御殿同様に京都御所の一部を下賜された木造 2 階建ての建物で、明治 25 年に建築された。床柱には桜の木が使われており、桜の間があることから桜御殿と呼ばれる。高床式書院数寄屋造りの邸宅で、小浜池畔に造られた別邸の中では、富士山を眺望できるように敷地高台の最北部に造られたことに特徴がある。</p> <p>キ 旧三島測候所庁舎 昭和 5 年(1930)の竣工で、同年 11 月に発生した北伊豆地震の被害から免れた鉄筋コンクリート造りの建物である。正面中央部が 2 階、両端部が 1 階建ての左右対称の外観である。モダニズムを基調とし、正面 2 階窓台を半円状に張り出し、玄関のくし型の欄間にステンドグラスをはめこむなど、実用性と機能性を重視するこの種の建築には珍しい意匠性が特徴である。</p> <p>ク 丸平商店店舗 明治初期に建てられた木造 2 階建ての商店建築である。平成 15 年(2003)には金物店から飲食店に改装された。建物の外部は当時の防火建築である土蔵風仕上げであり、壁の漆喰やなまこ壁、正面入り口の広い間口と大きなガラス戸の意匠、両脇の石造壁、軒を支える太い垂木の構造などに特色がある。</p>	<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>オ 梅御殿 明治 23 年(1890)の小松宮彰仁親王別邸造営の際、京都御所の一部を下賜された木造 2 階建ての建物で、床柱に梅の木が使われている主室に、梅の間があることから梅御殿と呼ばれる。高床式書院数寄屋造りの邸宅は簡素な趣をもつ書院風で、京都画壇の画家による彩色杉戸絵や襖絵がある。</p> <p>カ 旧小松宮別邸桜御殿 明治 23 年(1890)の小松宮彰仁親王別邸造営の際、梅御殿同様に京都御所の一部を下賜された木造 2 階建ての建物で、明治 25 年に建築された。床柱には桜の木が使われており、桜の間があることから桜御殿と呼ばれる。高床式書院数寄屋造りの邸宅で、小浜池畔に造られた別邸の中では、富士山を眺望できるように敷地高台の最北部に造られたことに特徴がある。</p> <p>キ 旧三島測候所庁舎 昭和 5 年(1930)の竣工で、同年 11 月に発生した北伊豆地震の被害から免れた鉄筋コンクリート造りの建物である。正面中央部が 2 階、両端部が 1 階建ての左右対称の外観である。モダニズムを基調とし、正面 2 階窓台を半円状に張り出し、玄関のくし型の欄間にステンドグラスをはめこむなど、実用性と機能性を重視するこの種の建築には珍しい意匠性が特徴である。</p> <p>ク 丸平商店店舗 明治初期に建てられた木造 2 階建ての商店建築である。平成 15 年(2003)には金物店から飲食店に改装された。建物の外部は当時の防火建築である土蔵風仕上げであり、壁の漆喰やなまこ壁、正面入り口の広い間口と大きなガラス戸の意匠、両脇の石造壁、軒を支える太い垂木の構造などに特色がある。</p>
 写真 梅御殿	 写真 梅御殿
 写真 旧小松宮別邸桜御殿	 写真 旧三島測候所庁舎
 写真 旧三島測候所庁舎	 写真 丸平商店店舗
 写真 丸平商店店舗	 写真 丸平商店土蔵

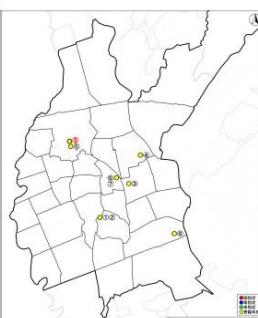
■新旧対照表

新	旧
<p>(P33)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>ヶ 丸平商店土蔵</p> <p>この土蔵は店舗部分を飲食店に改装した際に店舗の一部として改裝された。建物の構造は土蔵造りとなつており、外部は腰が石造り、外壁が土壁下地の漆喰塗りの仕上げで、窓などの開口部周囲は防火戸である。内部は松材を使い、床をたたき風の土間に変えてあるが、階段部分をわずかに改修したほかは、ほぼ建築当時の姿が残されている。</p> <p>(5) 古今伝授のまち</p> <p>古今伝授とは、『古今和歌集』の中の語句の解釈を中心に歌学や関連分野の様々な秘説などを師から弟子へ「秘説相承」のかたちで伝授することで、かつて東常縁から宗祇へこの古今伝授が行われた。伝授方法としては、口伝、切紙、抄物がある。</p> <p>宗祇とは、室町時代、応仁の大乱をはさんで82年(応永28年)(1421)生～文亀2年(1502)没)の生涯を乱世の中に生き、連歌という文芸を大成した人物である。出生地については諸説あるが、京都の相国寺で僧として修業し、30歳頃より和歌や連歌の道に専念するようになったという。その生涯で幾つの句集を出したが、晩年になり、先達7人の句を收集した『竹林抄』と、永享元年(1429)から明応元年(1492)に至る64年間の連歌第二黄金時代の句を収録した『新撰苑攻波集』を完成させたことは、連歌史への最大の貢献となった。</p> <p>享徳3年(1454)に、八代將軍足利義政の弟の足利政知は、鎌倉公方に任じられ鎌倉に赴こうとするが、前鎌倉公方足利成氏の挙兵により関東には入れず、伊豆国韭山の堀越に滞留した。このとき幕府から援軍として派遣されたのが、武将であり歌人の東常縁である。</p> <p>常縁は、美濃郡上の領主であり、また、古今和歌集の奥秘を学んだ歌人でもあった。この時、常縁から秘伝の授受を乞うために、宗祇が三島を訪れる。しかし、常縁の子の竹一丸が病にかかったことで、宗祇への伝授ができなくなつた。そこで、宗祇は三島大社に祈り、「三島千句」を奉納したところ竹一丸の病はほどなく治り、伝授が実現した。</p> <p>なお、常縁から宗祇に行われたものが、その後の古今伝授の原型となつたといふ。またこの時、常縁と宗祇の間では口頭伝授だけではなく切紙伝授も行われた。芸能・武芸などにおいて、半切した紙によって免許を与えることを切紙というが、この切紙による伝授も、東常縁によってその形式が完成されたといわれる。</p> <p>三島で古今伝授がなされたことの傍証として、三島千句が三島大社宮司である矢田部家から発見されたこと、鎌倉古道沿いの川原ヶ谷城跡に建つ願成寺で宗祇の三百五十年法要の関連資料が見つかったこと、願成寺が三島千句を奉納した三島大社の歴代宮司の菩提寺であることにに基づき、市内有志グループは古今伝授の研究会を開催し、標柱を設置するなど、三島が古今伝授のまちであることを啓発する活動を行っている。</p> <p>写真 丸平商店土蔵</p> <p>写真 三島駅前に建つ標柱</p> <p>写真 三島大社内に建つ標柱</p>	<p>(P33)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>(5) 古今伝授のまち</p> <p>古今伝授とは、『古今和歌集』の中の語句の解釈を中心に歌学や関連分野の様々な秘説などを師から弟子へ「秘説相承」のかたちで伝授することで、かつて東常縁から宗祇へこの古今伝授が行われた。伝授方法としては、口伝、切紙、抄物がある。</p> <p>宗祇とは、室町時代、応仁の大乱をはさんで82年(応永28年)(1421)生～文亀2年(1502)没)の生涯を乱世の中に生き、連歌という文芸を大成した人物である。出生地については諸説あるが、京都の相国寺で僧として修業し、30歳頃より和歌や連歌の道に専念するようになったという。その生涯で幾つの句集を出したが、晩年になり、先達7人の句を收集した『竹林抄』と、永享元年(1429)から明応元年(1492)に至る64年間の連歌第二黄金時代の句を収録した『新撰苑攻波集』を完成させたことは、連歌史への最大の貢献となった。</p> <p>享徳3年(1454)に、八代將軍足利義政の弟の足利政知は、鎌倉公方に任じられ鎌倉に赴こうとするが、前鎌倉公方足利成氏の挙兵により関東には入れず、伊豆国韭山の堀越に滞留した。このとき幕府から援軍として派遣されたのが、武将であり歌人の東常縁である。</p> <p>常縁は、美濃郡上の領主であり、また、古今和歌集の奥秘を学んだ歌人でもあった。この時、常縁から秘伝の授受を乞うために、宗祇が三島を訪れる。しかし、常縁の子の竹一丸が病にかかったことで、宗祇への伝授ができなくなつた。そこで、宗祇は三島大社に祈り、「三島千句」を奉納したところ竹一丸の病はほどなく治り、伝授が実現した。</p> <p>なお、常縁から宗祇に行われたものが、その後の古今伝授の原型となつたといふ。またこの時、常縁と宗祇の間では口頭伝授だけではなく切紙伝授も行われた。芸能・武芸などにおいて、半切した紙によって免許を与えることを切紙というが、この切紙による伝授も、東常縁によってその形式が完成されたといわれる。</p> <p>三島で古今伝授がなされたことの傍証として、三島千句が三島大社宮司である矢田部家から発見されたこと、鎌倉古道沿いの川原ヶ谷城跡に建つ願成寺で宗祇の三百五十年法要の関連資料が見つかったこと、願成寺が三島千句を奉納した三島大社の歴代宮司の菩提寺であることにに基づき、市内有志グループは古今伝授の研究会を開催し、標柱を設置するなど、三島が古今伝授のまちであることを啓発する活動を行っている。</p> <p>写真 三島駅前に建つ標柱</p> <p>写真 三島大社内に建つ標柱</p>

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																																						
<p>(P38)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>3 文化財の分布状況</p> <p>三島市には数多くの文化財が残っている。国指定文化財は 26 件あり、建造物 1 件、絵画 2 件、彫刻 1 件、工芸品 12 件、書跡 3 件、古文書 1 件、史跡（遺跡）3 件、名勝（名勝地）1 件、天然記念物（動物、植物、地質鉱物）2 件となっている。</p> <p>また、建造物を対象として、9 件が国登録有形文化財とされており、伝統的木造工法による建造物や三嶋大社周辺に建てられた商店、モダニズムを基調として建てられた旧測候所庁舎などが登録されている。</p> <p>県指定文化財は 13 件あり、絵画 2 件、彫刻 1 件、工芸品 3 件、典籍 2 件、史跡（遺跡）1 件、天然記念物（動物、植物、地質鉱物）2 件、無形の民俗文化財 2 件が指定を受けている。</p> <p>市指定文化財は 47 件あり、建造物 7 件、絵画 10 件、彫刻 2 件、工芸 3 件、典籍 6 件、古文書 1 件、考古資料 5 件、歴史資料 4 件、史跡（遺跡）1 件、天然記念物（動物、植物、地質鉱物）9 件が指定を受けている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>指定文化財件数 (令和2年4月1日現在)</caption> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市指定</th> <th>国登録</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形文化財</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>書跡</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>典籍</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td>無形の民俗文化財</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>記念物</td> <td>遺跡</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名勝地</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>動物、植物、地質鉱物</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26 (25)</td> <td>13</td> <td>48</td> <td>9</td> <td>96 (95)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：遺跡・名勝地・動物、植物、地質鉱物には重複指定があり、（ ）内は実指定件数を示す。</p>	類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計	有形文化財						建造物	1	—	7	9	17	絵画	2	2	10	—	14	彫刻	1	1	2	—	4	工芸品	12	3	3	—	18	書跡	3	—	—	—	3	典籍	—	2	6	—	8	古文書	1	—	1	—	2	考古資料	—	—	5	—	5	歴史資料	—	—	4	—	4	民俗文化財	無形の民俗文化財	2	—	—	2	記念物	遺跡	3	1	1	5		名勝地	1	—	—	1		動物、植物、地質鉱物	2	2	9	13	合計	26 (25)	13	48	9	96 (95)	<p>(P37)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>3 文化財の分布状況</p> <p>三島市には数多くの文化財が残っている。国指定文化財は 26 件あり、絵画 2 件、彫刻 1 件、工芸品 12 件、書跡 3 件、古文書 1 件、建造物 1 件、史跡 3 件、名勝 1 件、天然記念物 2 件となっている。</p> <p>また、建造物を対象として、8 件が国登録有形文化財とされており、伝統的木造工法による建造物や三嶋大社周辺に建てられた商店、モダニズムを基調として建てられた旧測候所庁舎などが登録されている。</p> <p>県指定文化財は 13 件あり、絵画 2 件、彫刻 1 件、工芸品 3 件、典籍 2 件、史跡 1 件、天然記念物 2 件、無形民俗文化財 2 件が指定を受けている。</p> <p>市指定文化財は 47 件あり、絵画 10 件、彫刻 2 件、工芸 3 件、典籍 6 件、古文書 1 件、考古資料 5 件、歴史資料 4 件、建造物 7 件、史跡 1 件、天然記念物 8 件が指定を受けている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>指定文化財件数 (平成28年3月31日現在)</caption> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市指定</th> <th>国登録</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形文化財</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>書跡</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>典籍</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>記念物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>史跡</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>名勝</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td>無形民俗</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26 (25)</td> <td>13</td> <td>47</td> <td>8</td> <td>94 (93)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：史跡名勝天然記念物には重複指定があり、（ ）内は実指定件数を示す。</p>	類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計	有形文化財						絵画	2	2	10	—	14	彫刻	1	1	2	—	4	工芸品	12	3	3	—	18	書跡	3	—	—	—	3	典籍	—	2	6	—	8	古文書	1	—	1	—	2	考古資料	—	—	5	—	5	歴史資料	—	—	4	—	4	建造物	1	—	7	8	16	記念物						史跡	3	1	1	—	5	名勝	1	—	—	—	1	天然記念物	2	2	8	—	12	民俗文化財	無形民俗	—	2	—	2	合計	26 (25)	13	47	8	94 (93)
類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計																																																																																																																																																																																																		
有形文化財																																																																																																																																																																																																							
建造物	1	—	7	9	17																																																																																																																																																																																																		
絵画	2	2	10	—	14																																																																																																																																																																																																		
彫刻	1	1	2	—	4																																																																																																																																																																																																		
工芸品	12	3	3	—	18																																																																																																																																																																																																		
書跡	3	—	—	—	3																																																																																																																																																																																																		
典籍	—	2	6	—	8																																																																																																																																																																																																		
古文書	1	—	1	—	2																																																																																																																																																																																																		
考古資料	—	—	5	—	5																																																																																																																																																																																																		
歴史資料	—	—	4	—	4																																																																																																																																																																																																		
民俗文化財	無形の民俗文化財	2	—	—	2																																																																																																																																																																																																		
記念物	遺跡	3	1	1	5																																																																																																																																																																																																		
	名勝地	1	—	—	1																																																																																																																																																																																																		
	動物、植物、地質鉱物	2	2	9	13																																																																																																																																																																																																		
合計	26 (25)	13	48	9	96 (95)																																																																																																																																																																																																		
類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計																																																																																																																																																																																																		
有形文化財																																																																																																																																																																																																							
絵画	2	2	10	—	14																																																																																																																																																																																																		
彫刻	1	1	2	—	4																																																																																																																																																																																																		
工芸品	12	3	3	—	18																																																																																																																																																																																																		
書跡	3	—	—	—	3																																																																																																																																																																																																		
典籍	—	2	6	—	8																																																																																																																																																																																																		
古文書	1	—	1	—	2																																																																																																																																																																																																		
考古資料	—	—	5	—	5																																																																																																																																																																																																		
歴史資料	—	—	4	—	4																																																																																																																																																																																																		
建造物	1	—	7	8	16																																																																																																																																																																																																		
記念物																																																																																																																																																																																																							
史跡	3	1	1	—	5																																																																																																																																																																																																		
名勝	1	—	—	—	1																																																																																																																																																																																																		
天然記念物	2	2	8	—	12																																																																																																																																																																																																		
民俗文化財	無形民俗	—	2	—	2																																																																																																																																																																																																		
合計	26 (25)	13	47	8	94 (93)																																																																																																																																																																																																		

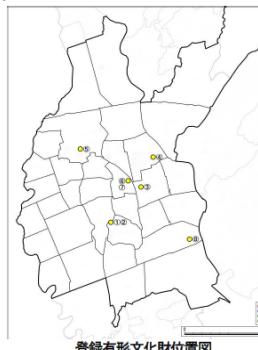
■新旧対照表

新				旧							
(P40)				(P39)							
三島市歴史的風致維持向上計画 第1章											
14 重文(工芸品) 秋草文黒漆太刀 中身銘豊後国行平作 佐野美術館 中田町 15 重文(工芸品) 鎏指 銘相馬國住人廣光 康安二年十月日 佐野美術館 中田町 16 重文(書跡) 注法華經(開結式) 日蓮自注 妙法華寺 玉沢 17 重文(書跡) 摂時抄 日蓮筆 妙法華寺 玉沢 18 重文(書跡) 般若心経(源頼家筆) 三嶋大社 大宮町 19 重文(古文書) 三嶋大社矢田部家文書 三嶋大社、矢田部正巳 20 重文(建造物) 三嶋大社本殿、幣殿及び拝殿 三嶋大社 大宮町 21 史跡 山中城跡 三島市 山中新田 22 史跡 伊豆国分寺塔跡 伊豆国分寺 泉町 23 史跡 箱根旧街道 三島市 箱根町、三島市 国南町 24 名勝 楽寿園 三島市 一番町 25 天然記念物 三嶋大社のキンモクセイ 三嶋大社 大宮町											
注 重文とは重要文化財の略。											
(2) 登録有形文化財											
 <p>登録有形文化財位置図</p>											
登録有形文化財一覧											
No.	名称	構造及び形式	所在地	建築年代等	No.	名称	構造及び形式	所在地	建築年代等		
1	隆泉苑	木造平屋建、瓦葺	中田町1-43	昭和6年	1	隆泉苑	木造平屋建、瓦葺	中田町1-43	昭和6年		
2	隆泉苑表門	木造四脚門袖付、瓦葺	中田町1-43	昭和6年	2	隆泉苑表門	木造四脚門袖付、瓦葺	中田町1-43	昭和6年		
3	懐古堂ムラカミ屋	木造2階建、鉄板葺	大社町18-5	大正15年	3	懐古堂ムラカミ屋	木造2階建、鉄板葺	大社町18-5	大正15年		
4	三嶋懇師の館 (旧河合家住宅主屋)	木造平屋建、瓦葺	大宮町2-5-16	江戸末期	4	三嶋懇師の館 (旧河合家住宅主屋)	木造平屋建、瓦葺	大宮町2-5-16	江戸末期		
5	梅御殿	木造2階建、鉄板葺	一番町15-6	明治中期	5	梅御殿	木造2階建、鉄板葺	一番町15-6	明治中期		
6	丸平商店店舗	木造2階建、瓦葺	中央町4-16	明治初期	6	丸平商店店舗	木造2階建、瓦葺	中央町4-16	明治初期		
7	丸平商店土蔵	土蔵造及び石造2階建、瓦葺	中央町4-16	明治初期	7	丸平商店土蔵	土蔵造及び石造2階建、瓦葺	中央町4-16	明治初期		
8	旧三島測候所庁舎	鉄筋コンクリート造2階建	東本町2-5-24	昭和5年	8	旧三島測候所庁舎	鉄筋コンクリート造2階建	東本町2-5-24	昭和5年		
9	旧小宮別邸接御殿	木造2階建、瓦葺	一番町2882-1	明治25年							

- 40 -

注 重文とは重要文化財の略。

(2) 登録有形文化財

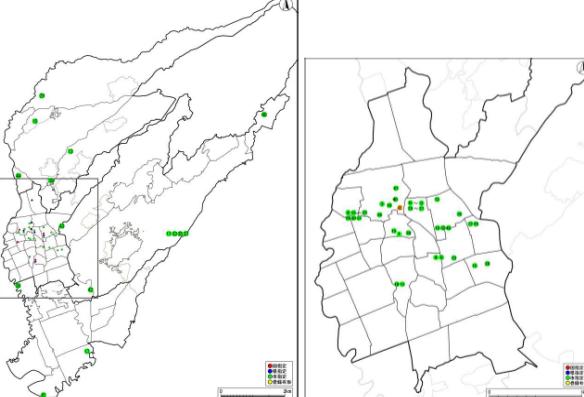
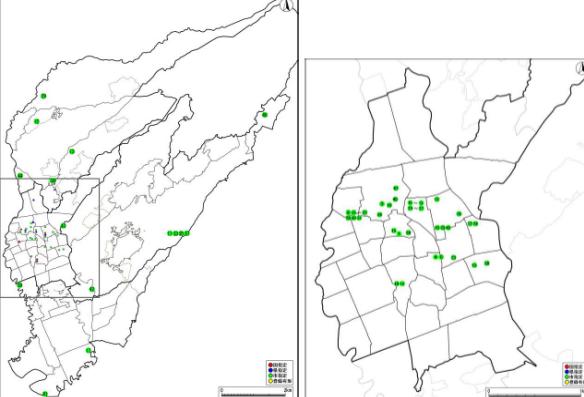
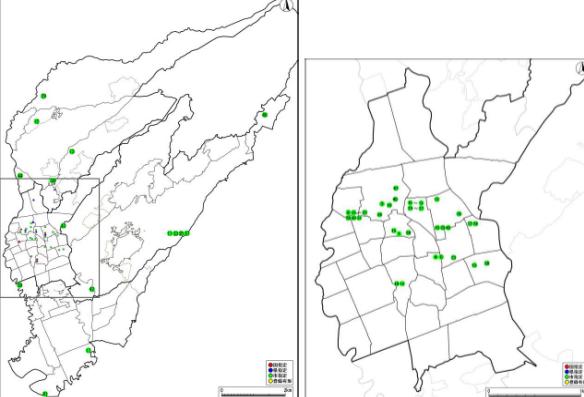
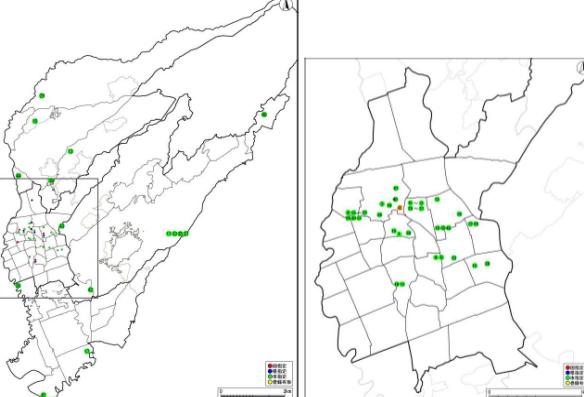


登録有形文化財一覧

No.	名称	構造及び形式	所在地	建築年代等
1	隆泉苑	木造平屋建、瓦葺	中田町1-43	昭和6年
2	隆泉苑表門	木造四脚門袖付、瓦葺	中田町1-43	昭和6年
3	懐古堂ムラカミ屋	木造2階建、鉄板葺	大社町18-5	大正15年
4	三嶋懇師の館 (旧河合家住宅主屋)	木造平屋建、瓦葺	大宮町2-5-16	江戸末期
5	梅御殿	木造2階建、鉄板葺	一番町15-6	明治中期
6	丸平商店店舗	木造2階建、瓦葺	中央町4-16	明治初期
7	丸平商店土蔵	土蔵造及び石造2階建、瓦葺	中央町4-16	明治初期
8	旧三島測候所庁舎	鉄筋コンクリート造2階建	東本町2-5-24	昭和5年

- 39 -

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																										
(P42)	(P41)																																																																																																																																																																										
<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>(4) 市指定文化財</p>   <p>市指定文化財位置図</p> <p>市指定文化財一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>所有者、管理者</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>絵画</td><td>小沼満英筆 三島宿風俗絵屏風</td><td>三島信用金庫</td><td>芝本町</td></tr> <tr><td>2</td><td>絵画</td><td>栗原忠二画「月島の月」</td><td>郷土資料館</td><td>一番町</td></tr> <tr><td>3</td><td>絵画</td><td>梅御殿装飾絵画</td><td>三島市</td><td>一番町</td></tr> <tr><td>4</td><td>絵画</td><td>下田舜堂画「朝焼けの富士」</td><td>三島市</td><td>北田町</td></tr> <tr><td>5</td><td>絵画</td><td>下田舜堂画「小浜池</td><td>三島市</td><td>北田町</td></tr> <tr><td>6</td><td>絵画</td><td>細井繁穂画「月と芋畑」</td><td>三島市</td><td>大宮町</td></tr> <tr><td>7</td><td>絵画</td><td>杉本英一画「絵画教室」</td><td>三島市</td><td>大宮町</td></tr> <tr><td>8</td><td>絵画</td><td>芹沢晋吾画「農夫」</td><td>三島市</td><td>大宮町</td></tr> <tr><td>9</td><td>絵画</td><td>大沼貞夫画「日輪ボロブドゥール幻想」</td><td>三島市</td><td>大宮町</td></tr> <tr><td>10</td><td>絵画</td><td>大沼貞夫画「魔性と仮性(ボロブドゥール考) A・B」</td><td>三島市</td><td>一番町</td></tr> <tr><td>11</td><td>彫刻</td><td>金剛力士像(阿形像、吽形像)</td><td>妙法華寺</td><td>玉沢</td></tr> <tr><td>12</td><td>彫刻</td><td>光安寺 鼻取り地蔵</td><td>光安寺</td><td>日の出町</td></tr> <tr><td>13</td><td>工芸</td><td>龍澤寺脇寮内入江長八謹施工</td><td>龍澤寺</td><td>沢地</td></tr> <tr><td>14</td><td>工芸</td><td>織部どうろう</td><td>個人蔵</td><td>南本町</td></tr> <tr><td>15</td><td>工芸</td><td>三四呂人形</td><td>郷土資料館 個人蔵</td><td>一番町</td></tr> <tr><td>16</td><td>典籍</td><td>河合家所蔵 三崎暦及び同版木並びに関係文書</td><td>個人蔵 郷土資料館他</td><td>大宮町 一番町</td></tr> </tbody> </table>	No.	種別	名称	所有者、管理者	所在地	1	絵画	小沼満英筆 三島宿風俗絵屏風	三島信用金庫	芝本町	2	絵画	栗原忠二画「月島の月」	郷土資料館	一番町	3	絵画	梅御殿装飾絵画	三島市	一番町	4	絵画	下田舜堂画「朝焼けの富士」	三島市	北田町	5	絵画	下田舜堂画「小浜池	三島市	北田町	6	絵画	細井繁穂画「月と芋畑」	三島市	大宮町	7	絵画	杉本英一画「絵画教室」	三島市	大宮町	8	絵画	芹沢晋吾画「農夫」	三島市	大宮町	9	絵画	大沼貞夫画「日輪ボロブドゥール幻想」	三島市	大宮町	10	絵画	大沼貞夫画「魔性と仮性(ボロブドゥール考) A・B」	三島市	一番町	11	彫刻	金剛力士像(阿形像、吽形像)	妙法華寺	玉沢	12	彫刻	光安寺 鼻取り地蔵	光安寺	日の出町	13	工芸	龍澤寺脇寮内入江長八謹施工	龍澤寺	沢地	14	工芸	織部どうろう	個人蔵	南本町	15	工芸	三四呂人形	郷土資料館 個人蔵	一番町	16	典籍	河合家所蔵 三崎暦及び同版木並びに関係文書	個人蔵 郷土資料館他	大宮町 一番町	<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>(4) 市指定文化財</p>   <p>市指定文化財位置図</p> <p>市指定文化財一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>所有者、管理者</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>絵画</td><td>小沼満英筆 三島宿風俗絵屏風</td><td>三島信用金庫</td><td>芝本町</td></tr> <tr><td>2</td><td>絵画</td><td>栗原忠二画「月島の月」</td><td>郷土資料館</td><td>一番町</td></tr> <tr><td>3</td><td>絵画</td><td>梅御殿装飾絵画</td><td>三島市</td><td>一番町</td></tr> <tr><td>4</td><td>絵画</td><td>下田舜堂画「朝焼けの富士」</td><td>三島市</td><td>北田町</td></tr> <tr><td>5</td><td>絵画</td><td>下田舜堂画「小浜池」</td><td>三島市</td><td>北田町</td></tr> <tr><td>6</td><td>絵画</td><td>細井繁穂画「月と芋畑」</td><td>三島市</td><td>大宮町</td></tr> <tr><td>7</td><td>絵画</td><td>杉本英一画「絵画教室」</td><td>三島市</td><td>大宮町</td></tr> <tr><td>8</td><td>絵画</td><td>芹沢晋吾画「農夫」</td><td>三島市</td><td>大宮町</td></tr> <tr><td>9</td><td>絵画</td><td>大沼貞夫画「日輪ボロブドゥール幻想」</td><td>三島市</td><td>大宮町</td></tr> <tr><td>10</td><td>絵画</td><td>大沼貞夫画「魔性と仮性(ボロブドゥール考) A・B」</td><td>三島市</td><td>一番町</td></tr> <tr><td>11</td><td>彫刻</td><td>金剛力士像(阿形像、吽形像)</td><td>妙法華寺</td><td>玉沢</td></tr> <tr><td>12</td><td>彫刻</td><td>光安寺 鼻取り地蔵</td><td>光安寺</td><td>日の出町</td></tr> <tr><td>13</td><td>工芸</td><td>龍澤寺脇寮内入江長八謹施工</td><td>龍澤寺</td><td>沢地</td></tr> <tr><td>14</td><td>工芸</td><td>織部どうろう</td><td>個人蔵</td><td>南本町</td></tr> <tr><td>15</td><td>工芸</td><td>三四呂人形</td><td>郷土資料館 個人蔵</td><td>一番町</td></tr> <tr><td>16</td><td>典籍</td><td>河合家所蔵 三崎暦及び同版木並びに関係文書</td><td>個人蔵 郷土資料館他</td><td>大宮町 一番町</td></tr> </tbody> </table>	No.	種別	名称	所有者、管理者	所在地	1	絵画	小沼満英筆 三島宿風俗絵屏風	三島信用金庫	芝本町	2	絵画	栗原忠二画「月島の月」	郷土資料館	一番町	3	絵画	梅御殿装飾絵画	三島市	一番町	4	絵画	下田舜堂画「朝焼けの富士」	三島市	北田町	5	絵画	下田舜堂画「小浜池」	三島市	北田町	6	絵画	細井繁穂画「月と芋畑」	三島市	大宮町	7	絵画	杉本英一画「絵画教室」	三島市	大宮町	8	絵画	芹沢晋吾画「農夫」	三島市	大宮町	9	絵画	大沼貞夫画「日輪ボロブドゥール幻想」	三島市	大宮町	10	絵画	大沼貞夫画「魔性と仮性(ボロブドゥール考) A・B」	三島市	一番町	11	彫刻	金剛力士像(阿形像、吽形像)	妙法華寺	玉沢	12	彫刻	光安寺 鼻取り地蔵	光安寺	日の出町	13	工芸	龍澤寺脇寮内入江長八謹施工	龍澤寺	沢地	14	工芸	織部どうろう	個人蔵	南本町	15	工芸	三四呂人形	郷土資料館 個人蔵	一番町	16	典籍	河合家所蔵 三崎暦及び同版木並びに関係文書	個人蔵 郷土資料館他	大宮町 一番町
No.	種別	名称	所有者、管理者	所在地																																																																																																																																																																							
1	絵画	小沼満英筆 三島宿風俗絵屏風	三島信用金庫	芝本町																																																																																																																																																																							
2	絵画	栗原忠二画「月島の月」	郷土資料館	一番町																																																																																																																																																																							
3	絵画	梅御殿装飾絵画	三島市	一番町																																																																																																																																																																							
4	絵画	下田舜堂画「朝焼けの富士」	三島市	北田町																																																																																																																																																																							
5	絵画	下田舜堂画「小浜池	三島市	北田町																																																																																																																																																																							
6	絵画	細井繁穂画「月と芋畑」	三島市	大宮町																																																																																																																																																																							
7	絵画	杉本英一画「絵画教室」	三島市	大宮町																																																																																																																																																																							
8	絵画	芹沢晋吾画「農夫」	三島市	大宮町																																																																																																																																																																							
9	絵画	大沼貞夫画「日輪ボロブドゥール幻想」	三島市	大宮町																																																																																																																																																																							
10	絵画	大沼貞夫画「魔性と仮性(ボロブドゥール考) A・B」	三島市	一番町																																																																																																																																																																							
11	彫刻	金剛力士像(阿形像、吽形像)	妙法華寺	玉沢																																																																																																																																																																							
12	彫刻	光安寺 鼻取り地蔵	光安寺	日の出町																																																																																																																																																																							
13	工芸	龍澤寺脇寮内入江長八謹施工	龍澤寺	沢地																																																																																																																																																																							
14	工芸	織部どうろう	個人蔵	南本町																																																																																																																																																																							
15	工芸	三四呂人形	郷土資料館 個人蔵	一番町																																																																																																																																																																							
16	典籍	河合家所蔵 三崎暦及び同版木並びに関係文書	個人蔵 郷土資料館他	大宮町 一番町																																																																																																																																																																							
No.	種別	名称	所有者、管理者	所在地																																																																																																																																																																							
1	絵画	小沼満英筆 三島宿風俗絵屏風	三島信用金庫	芝本町																																																																																																																																																																							
2	絵画	栗原忠二画「月島の月」	郷土資料館	一番町																																																																																																																																																																							
3	絵画	梅御殿装飾絵画	三島市	一番町																																																																																																																																																																							
4	絵画	下田舜堂画「朝焼けの富士」	三島市	北田町																																																																																																																																																																							
5	絵画	下田舜堂画「小浜池」	三島市	北田町																																																																																																																																																																							
6	絵画	細井繁穂画「月と芋畑」	三島市	大宮町																																																																																																																																																																							
7	絵画	杉本英一画「絵画教室」	三島市	大宮町																																																																																																																																																																							
8	絵画	芹沢晋吾画「農夫」	三島市	大宮町																																																																																																																																																																							
9	絵画	大沼貞夫画「日輪ボロブドゥール幻想」	三島市	大宮町																																																																																																																																																																							
10	絵画	大沼貞夫画「魔性と仮性(ボロブドゥール考) A・B」	三島市	一番町																																																																																																																																																																							
11	彫刻	金剛力士像(阿形像、吽形像)	妙法華寺	玉沢																																																																																																																																																																							
12	彫刻	光安寺 鼻取り地蔵	光安寺	日の出町																																																																																																																																																																							
13	工芸	龍澤寺脇寮内入江長八謹施工	龍澤寺	沢地																																																																																																																																																																							
14	工芸	織部どうろう	個人蔵	南本町																																																																																																																																																																							
15	工芸	三四呂人形	郷土資料館 個人蔵	一番町																																																																																																																																																																							
16	典籍	河合家所蔵 三崎暦及び同版木並びに関係文書	個人蔵 郷土資料館他	大宮町 一番町																																																																																																																																																																							

■新旧対照表

新					旧				
(P43)					(P42)				
三島市歴史の風致維持向上計画 第1章									
17	典籍	秋山家所蔵 秋山富南古文書 原本豆州志稿他 7	郷土資料館 個人蔵	一一番町 安久	17	典籍	秋山家所蔵 秋山富南古文書 原本豆州志稿他 7	郷土資料館 個人蔵	一一番町 安久
18	典籍	樋口家所蔵 三島宿本陣関係史料	郷土資料館 個人蔵	一一番町 南本町	18	典籍	樋口家所蔵 三島宿本陣関係史料	郷土資料館 個人蔵	一一番町 南本町
19	典籍	世古文書	郷土資料館 個人蔵	一一番町 相模原市	19	典籍	世古文書	郷土資料館 個人蔵	一一番町 相模原市
20	典籍	落合家文書「天正十八年『豆州君澤郡中嶋郷御崎打水桶』外 地方文書」	郷土資料館	一一番町	20	典籍	落合家文書「天正十八年『豆州君澤郡中嶋郷御崎打水桶』外 地方文書」	郷土資料館	一一番町
21	典籍	接待茶屋関係文書	郷土資料館	一一番町	21	典籍	接待茶屋関係文書	郷土資料館	一一番町
22	古文書	天正十八年 豊臣秀吉批書	郷土資料館	一一番町	22	古文書	天正十八年 豊臣秀吉批書	郷土資料館	一一番町
23	考古資料	市ヶ原庵寺塔心礎	祐泉寺	大社町	23	考古資料	市ヶ原庵寺塔心礎	祐泉寺	大社町
24	考古資料	光安寺板碑	光安寺	日の出町	24	考古資料	光安寺板碑	光安寺	日の出町
25	考古資料	向山古墳出土遺物(鉄製品)	三島市	大宮町	25	考古資料	向山古墳出土遺物(鉄製品)	三島市	大宮町
26	考古資料	吊手土器	三島市	大宮町	26	考古資料	吊手土器	三島市	大宮町
27	考古資料	箱根田遺跡出土祭祀関係遺物	三島市	大宮町	27	考古資料	箱根田遺跡出土祭祀関係遺物	三島市	大宮町
28	歴史資料	扁額「三島覺」	郷土資料館、東小学校	一一番町 東町	28	歴史資料	扁額「三島覺」	郷土資料館、東小学校	一一番町 東町
29	歴史資料	「豆州伊豆佐野村」絵図	個人蔵	佐野	29	歴史資料	「豆州伊豆佐野村」絵図	個人蔵	佐野
30	歴史資料	花鳥家資料	郷土資料館	大宮町	30	歴史資料	花鳥家資料	郷土資料館	大宮町
31	歴史資料	接待茶屋関係調度品大茶釜外3点	郷土資料館	大宮町	31	歴史資料	接待茶屋関係調度品大茶釜外3点	郷土資料館	大宮町
32	建造物	三嶋大社 舞殿、神門及びそれに属する彫刻	三嶋大社	大宮町	32	建造物	三嶋大社 舞殿、神門及びそれに属する彫刻	三嶋大社	大宮町
33	建造物	玉澤妙法華寺庫裡	妙法華寺	玉沢	33	建造物	玉澤妙法華寺庫裡	妙法華寺	玉沢
34	建造物	楽寿閣内楽寿館	三島市	一一番町	34	建造物	楽寿閣内楽寿館	三島市	一一番町
35	建造物	玉澤妙法華寺中鐘楼	妙法華寺	玉沢	35	建造物	玉澤妙法華寺中鐘楼	妙法華寺	玉沢
36	建造物	円明寺表門(伝鍵口木陣表門)	円明寺	芝本町	36	建造物	円明寺表門(伝鍵口木陣表門)	円明寺	芝本町
37	建造物	経王山 妙法華寺伽藍 大書院・本堂・祖師堂 ・奥書院・中門・忠靈殿	妙法華寺	玉沢	37	建造物	経王山 妙法華寺伽藍 大書院・本堂・祖師堂 ・奥書院・中門・忠靈殿	妙法華寺	玉沢
38	建造物	禪農寺鐘樓門	禪農寺	玉川	38	建造物	禪農寺鐘樓門	禪農寺	玉川
39	史跡	千枚原遺跡	三島市	千枚原	39	史跡	千枚原遺跡	三島市	千枚原
40	天然記念物	愛染院跡の溶岩塚	三島市	一一番町	40	天然記念物	愛染院跡の溶岩塚	三島市	一一番町
41	天然記念物	神明宮神社社叢	神明宮神社	御園	41	天然記念物	神明宮神社社叢	神明宮神社	御園
42	天然記念物	中のカシワ	個人宅で管理	中	42	天然記念物	中のカシワ	個人宅で管理	中
43	天然記念物	願成寺 クス	願成寺	川原ヶ谷	43	天然記念物	願成寺 クス	願成寺	川原ヶ谷
44	天然記念物	耳石神社 イタジイ	耳石神社	幸原町	44	天然記念物	耳石神社 イタジイ	耳石神社	幸原町
45	天然記念物	三嶋大社社叢	三嶋大社	大宮町	45	天然記念物	三嶋大社社叢	三嶋大社	大宮町
46	天然記念物	矢立の杉	駒形・源訪神社	山中新田	46	天然記念物	矢立の杉	駒形・源訪神社	山中新田
47	天然記念物	鏡池横臥溶岩樹型	三島市	一一番町	47	天然記念物	鏡池横臥溶岩樹型	三島市	一一番町
48	天然記念物	白滝公園溶岩塚	三島市	一一番町	47	天然記念物	鏡池横臥溶岩樹型	三島市	一一番町

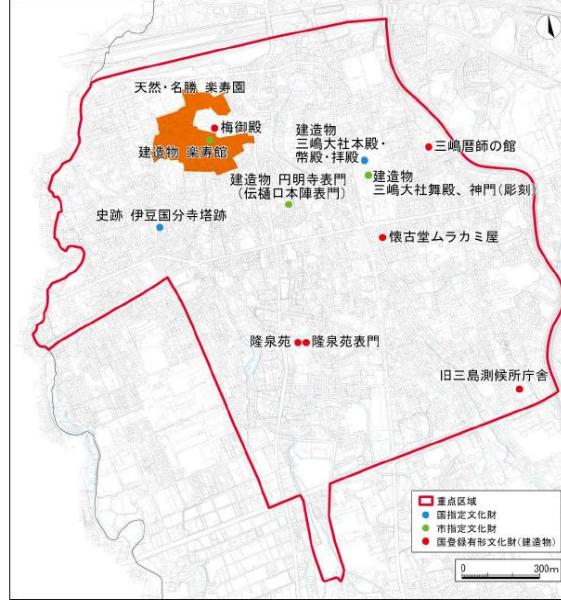
■新旧対照表

新	旧
<p>(P84)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第2章－3</p> <p>3 市街地のせせらぎにみる歴史的風致</p> <p>はじめに</p> <p>三島の市街地には豊富なせせらぎがある。このせせらぎの源は、三島市から約40kmも離れた富士山の雪解け水が地下に浸み込んだ伏流水である。この伏流水が三島駅南側で自噴し、市立公園楽寿園の小浜池（こはまいけ）やその東側にある浅間神社、菰池（こもいかけ）、白滝（しらたき）公園で湧水地を形成している。そして、小浜池は蓮沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）と源兵衛川（げんべえがわ）に、浅間神社・菰池・白滝公園の湧水は桜川や御殿川（ごてんがわ）に流れ出て、市街地のせせらぎとなっている。</p> <p>昭和9年（1934）から三島に滞在していた太宰治は、昭和15年（1940）三島の街を題材にした『老ハイデルベルヒ』という短編小説を発表した。その中で三島の街の様子を「町中を水量たっぷりの澄んだ小川が、それこそ蜘蛛の巣のように縦横無尽に残る隈なく駆けめぐり、清冽の流れの底には水藻が青々と生えて居て、各家の庭先を流れ、縁の下をくぐり、台所の岸をちゃぶちやぶ洗い流れて、三島の人は台所に座ったままで清潔なお洗濯ができるのでした」と描いた。上水道普及前の三島は、このように河川の水を生活用水に利用していた。</p> <p>三島市の上下水道事業化開始は昭和23年（1948）であったものの、当初はその普及率は低く、川沿いの家では岸に張り出したカワバタ（川端）を備え、そこで風呂の水くみ、野菜洗い、洗濯などを行っていた。また、水辺から離れた家には、共同で利用するカワバタがあった。蓮沼川（宮さんの川）、源兵衛川、御殿川、桜川など市街地を流れる河川流域に残るカワバタは、今も庭の花木や道路への水撒きに利用されている。</p> <p>また、湧水源の近くには水神様など祠や社があり、水の湧き出る場所は、神様がいる場所という信仰が今も根付いている。</p> <p>三島には、「三尺下れば、真水になる」という言葉があり、これは川の水のきれいさに対する人々の信頼と誇りの表れであり、せせらぎは「水の都」の象徴として人々の暮らしに関わり守られきた。</p> <p>（1）市街地のせせらぎを構成する建造物</p> <p>① 小浜池</p> <p>小浜池は三島市立公園楽寿園の中に所在する池である。楽寿園及びその周辺は、かつて樹木の中に清水がこんこんと湧き、七面堂、愛染院といった神社や寺院が点在する聖なる地として位置づけられていた。三島を訪れた小松宮彰仁親王はこの地を気に入り、明治24～25年（1891～1892）に小浜池畔に楽寿館を中心とした10棟からなる別邸を築いた。この別邸のうち、現存するものは楽寿館、梅御殿および桜御殿である。梅御殿と桜御殿はいずれも2階建て書院造の建物で、かつては楽寿館と渡り廊下で繋がっていたといふ。これらの御殿からみる小浜池の眺めは、小松宮彰仁親王をはじめとしてその時々の所</p> <p style="text-align: center;">- 84 -</p>	<p>(P83)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第2章－3</p> <p>3 市街地のせせらぎにみる歴史的風致</p> <p>はじめに</p> <p>三島の市街地には豊富なせせらぎがある。このせせらぎの源は、三島市から約40kmも離れた富士山の雪解け水が地下に浸み込んだ伏流水である。この伏流水が三島駅南側で自噴し、市立公園楽寿園の小浜池（こはまいけ）やその東側にある浅間神社、菰池（こもいかけ）、白滝（しらたき）公園で湧水地を形成している。そして、小浜池は蓮沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）と源兵衛川（げんべえがわ）に、浅間神社・菰池・白滝公園の湧水は桜川や御殿川（ごてんがわ）に流れ出て、市街地のせせらぎとなっている。</p> <p>昭和9年（1934）から三島に滞在していた太宰治は、昭和15年（1940）、三島の街を題材にした『老ハイデルベルヒ』という短編小説を発表した。その中で三島の街の様子を「町中を水量たっぷりの澄んだ小川が、それこそ蜘蛛の巣のように縦横無尽に残る隈なく駆けめぐり、清冽の流れの底には水藻が青々と生えて居て、各家の庭先を流れ、縁の下をくぐり、台所の岸をちゃぶちやぶ洗い流れて、三島の人は台所に座ったままで清潔なお洗濯ができるのでした」と描いた。上水道普及前の三島は、このように河川の水を生活用水に利用していた。</p> <p>三島市の上下水道事業化開始は昭和23年（1948）であったものの、当初はその普及率は低く、川沿いの家では岸に張り出したカワバタ（川端）を備え、そこで風呂の水くみ、野菜洗い、洗濯などを行っていた。また、水辺から離れた家には、共同で利用するカワバタがあった。蓮沼川（宮さんの川）、源兵衛川、御殿川、桜川など市街地を流れる河川流域に残るカワバタは、今も庭の花木や道路への水撒きに利用されている。</p> <p>また、湧水源の近くには水神様など祠や社があり、水の湧き出る場所は、神様がいる場所という信仰が今も根付いている。</p> <p>三島には、「三尺下れば、真水になる」という言葉があり、これは川の水のきれいさに対する人々の信頼と誇りの表れであり、せせらぎは「水の都」の象徴として人々の暮らしに関わり守られきた。</p> <p>（1）市街地のせせらぎを構成する建造物</p> <p>① 小浜池</p> <p>小浜池は三島市立公園楽寿園の中に所在する池である。楽寿園及びその周辺は、かつて樹木の中に清水がこんこんと湧き、七面堂、愛染院といった神社や寺院が点在する聖なる地として位置づけられていた。三島を訪れた小松宮彰仁親王はこの地を気に入り、明治24～25年（1891～1892）に別邸樂寿館を築いた。数寄屋造りの邸宅と自然を巧みに利用した日本庭園が造られたことにより、小浜池も美しい庭園の景観を構成する要素の一つとして組み込まれたのである。その後、明治45年（1912）に李世子娘殿下に譲り渡され、昭和2年（1927）には三島の実業家である絹明圭造氏が一括購入し、個人の庭園とし</p> <p style="text-align: center;">- 83 -</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P85)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第2章－3 有者の目を愉しませたことは想像に難くない。数寄屋造りの邸宅と自然を巧みに利用した日本庭園が造られたことにより、小浜池も美しい庭園の景観を構成する要素の一つとして組み込まれたのである。その後、明治45年(1912)に李王世子根殿下に譲り渡され、昭和2年(1927)には三島の実業家である緒明圭造氏が一括購入し、個人の庭園とした。その後、第二次世界大戦後の一時期、進駐軍が楽寿館を使用していたこともあったが、昭和27年(1952)、三島市が購入して市立公園楽寿園として一般公開を開始し、昭和29年(1954)に小浜池と周囲の自然林・植生を含む庭園が国の天然記念物及び名勝に指定された。</p> <p>現在、小浜池の中の島には、五穀豊穣の祭神である倉稻魂命(うがのみたまのみこと)を祀る広瀬神社が鎮座している。元は三嶋大社の摥社の一つであり、四宮(しのみや)とも称された名社であったが、明治時代にこの辺り一帯が小松宮別邸となった際に別邸外に移転し、楽寿園が市立公園となった昭和27年(1952)に再びこの場所に勧請され現在に至っている。</p> <p>また、小浜池は新富士火山の溶岩流(三島溶岩)を透過した伏流水を湛える池であり、蓮沼川と源兵衛川に流れ出る水源として、「水の都」のシンボルであったが、昭和30年代以降は水位が下がり続け、年間を通して小浜池が水を湛えることは無くなってしまった。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真 楽寿園の小浜池</p> <p>写真 小浜池にある広瀬神社</p> <p>② 白滝公園</p> <p>白滝公園は楽寿園の東側、浅間神社とは道路を挟んだ向かい側に位置する。かつてこの場所は一大湧水地で、楽寿園にかけて広がる溶岩の上にできた森林域であり、小松宮別邸の一部であった。しかし、昭和9年(1934)、旧国鉄三島駅(現JR三島駅)へ向かう道路が造られた際に東西に分断され、分立した水源地となってしまった。白滝公園は</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真 白滝公園</p>	<p>(P84)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第2章－3 た。その後、第二次世界大戦後の一時期、進駐軍が楽寿館を使用していたこともあったが、昭和27年(1952)、三島市が購入して市立公園楽寿園として一般公開を開始し、昭和29年(1954)に小浜池と周囲の自然林・植生を含む庭園が国の天然記念物及び名勝に指定された。</p> <p>現在、小浜池の中の島には、五穀豊穣の祭神である倉稻魂命(うがのみたまのみこと)を祀る広瀬神社が鎮座している。元は三嶋大社の摥社の一つであり、四宮(しのみや)とも称された名社であったが、明治時代にこの辺り一帯が小松宮別邸となった際に別邸外に移転し、楽寿園が市立公園となった昭和27年(1952)に再びこの場所に勧請され現在に至っている。</p> <p>また、小浜池は新富士火山の溶岩流(三島溶岩)を透過した伏流水を湛える池であり、蓮沼川と源兵衛川に流れ出る水源として、「水の都」のシンボルであったが、昭和30年代以降は水位が下がり続け、年間を通して小浜池が水を湛えることは無くなってしまった。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真 楽寿園の小浜池</p> <p>写真 小浜池にある広瀬神社</p> <p>白滝公園は楽寿園の東側、浅間神社とは道路を挟んだ向かい側に位置する。かつてこの場所は一大湧水地で、楽寿園にかけて広がる溶岩の上にできた森林域であり、小松宮別邸の一部であった。しかし、昭和9年(1934)、旧国鉄三島駅(現JR三島駅)へ向かう道路が造られた際に東西に分断され、分立した水源地となってしまった。白滝公園は市の中心地にあるため季節を問わず人が集まり、特に夏は涼を求めて多くの人々が憩う場所であり、園内にある大きなケヤキの木々は、心地よい木陰をつくり出す。また、足元には溶岩が露出、その間に富士山からの地下水が湧き出し、蘆池からの湧水と合流して桜川用水となっている。</p> <p>蘆池から湧き出る水と浅間神社の境内から湧き</p> <div style="text-align: right;"> <p>- 84 -</p> </div>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P125)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第4章</p>  <p>■重点区域内指定文化財等分布図</p>	<p>(P124)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第4章</p>  <p>■重点区域内指定文化財等分布図</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P134)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第5章 第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項</p> <p>三島市には、国指定文化財 26(25) 件、県指定文化財 13 件、市指定文化財 48 件、合計 87(86) 件の有形・無形の指定文化財が存在している。また、国の登録有形文化財として 9 件の建造物が登録されている。これら文化財は、国民の財産であるという基本理念のもと、本市の歴史・文化・自然環境を伝える貴重な資料として教育普及や観光振興の重要な資源となっている。また、指定又は未指定に関わらず、本市に残された文化財を確実に後世に伝えていくためには、文化財の保存だけでなく周辺環境や組織を含めた一体的な保存・管理・活用の運営を図る必要がある。</p> <p>以下、歴史的風致の維持向上のため、項目ごとに今後の方針を定める。</p> <p>1 全市に関する基本方針</p> <p>(1) 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針</p> <p>国・県・市指定文化財は、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、三島市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、所有者や管理者に適切な保存や管理に関する指導・助言を行っている。今後も引き続き適切な保存や管理等の措置を行うことが重要である。</p> <p>また、未指定の文化財については、協議後に調査研究を実施し、その価値を適切に判断し、必要に応じて保存・活用に向けた取組みを図っていく。</p> <p>以下、本市における歴史的風致の維持及び向上の中核となる文化財について、種別ごとに、今後の方針を定める。</p> <p>【有形文化財（建造物）・史跡】</p> <p>現在、歴史的風致の核となる建造物と史跡は、いずれも保存活用計画を策定しておらず、計画的な保存管理がなされていない。</p> <p>有形文化財（建造物）・史跡の保護にあたっては、国指定文化財の場合、指定後の適切な保存管理や活用が図られるよう、建造物や史跡ごとに保存活用計画の策定を進め、保存活用計画に基づき修理・整備、防災対策などを行う。県指定・市指定文化財及び未指定文化財の場合は、協議後の適切な保存管理や活用が図られるよう、所有者や管理者等と協議のもと保存活用の把握を行い、修理・整備、防災対策などを実施する。</p> <p>【無形文化財・無形民俗文化財】</p> <p>無形文化財・無形民俗文化財のうち歴史的風致の核となる文化財は、三嶋大社のお田打や三島雛子以外は未指定の文化財であり、それらの大部分の実態等は詳細に把握されていない。</p> <p>無形文化財・無形民俗文化財の保護にあたっては、伝統芸能や伝統工芸などの活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう担い手育成に対する支援を行う。</p>	<p>(P133)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第5章 第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項</p> <p>三島市には、国指定文化財 26(25) 件、県指定文化財 13 件、市指定文化財 47 件、合計 86(85) 件の有形・無形の指定文化財が存在している。また、国登録有形文化財として 8 件の建造物が登録されている。これら文化財は、国民の財産であるという基本理念のもと、本市の歴史・文化・自然環境を伝える貴重な資料として教育普及や観光振興の重要な資源となっている。また、指定又は未指定に関わらず、本市に残された文化財を確実に後世に伝えていくためには、文化財の保存だけでなく周辺環境や組織を含めた一体的な保存・管理・活用の運営を図る必要がある。</p> <p>以下、歴史的風致の維持向上のため、項目ごとに今後の方針を定める。</p> <p>1 全市に関する基本方針</p> <p>(1) 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針</p> <p>国・県・市指定文化財は、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、三島市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、所有者や管理者に適切な保存や管理に関する指導・助言を行っている。今後も引き続き適切な保存や管理等の措置を行うことが重要である。</p> <p>また、未指定の文化財については、協議後に調査研究を実施し、その価値を適切に判断し、必要に応じて保存・活用に向けた取組みを図っていく。</p> <p>以下、本市における歴史的風致の維持及び向上の中核となる文化財について、種別ごとに、今後の方針を定める。</p> <p>【有形文化財（建造物）・史跡】</p> <p>現在、歴史的風致の核となる建造物と史跡は、いずれも保存活用計画を策定しておらず、計画的な保存管理がなされていない。</p> <p>有形文化財（建造物）・史跡の保護にあたっては、国指定文化財の場合、指定後の適切な保存管理や活用が図られるよう、建造物や史跡ごとに保存活用計画の策定を進め、保存活用計画に基づき修理・整備、防災対策などを実施する。県指定・市指定文化財及び未指定文化財の場合は、協議後の適切な保存管理や活用が図られるよう、所有者や管理者等と協議のもと保存活用の把握を行い、修理・整備、防災対策などを実施する。</p> <p>【無形文化財・無形民俗文化財】</p> <p>無形文化財・無形民俗文化財のうち歴史的風致の核となる文化財は、三嶋大社のお田打や三島雛子以外は未指定の文化財であり、それらの大部分の実態等は詳細に把握されていない。</p> <p>無形文化財・無形民俗文化財の保護にあたっては、伝統芸能や伝統工芸などの活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう担い手育成に対する支援を行う。</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P137)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第5章</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針</p> <p>本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、487ヶ所と膨大である。それぞれの遺跡を個別に管理して、文化財保護法に基づく保護（保存・活用）を実践している。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際、届出の必要を周知し、その義務を徹底するとともに、該当する場合は開発事業者との事前調整を経て、試掘・確認調査、発掘調査などで現状把握を行い、その調査結果をもとに、適切な保護措置を静岡県教育委員会に指導・助言を仰ぎながら実施する。</p> <p>(8) 文化財の保存・活用に係る三島市教育委員会の体制に関する方針</p> <p>本市では、文化財に係わる業務は、教育委員会文化財課が担当しており、専門職員として学芸員3名・事務職員4名・臨時職員（学芸員職2名を含む）4名が携わっている。文化財の保存・活用は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により、教育委員会の職務権限とされているため、文化財課が、歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。</p> <p>また、文化財行政に係わる教育委員会の諮問機関として三島市文化財保護条例（昭和36年条例第11号）の規定に基づき、10人以内の学識経験者（地域住民代表を含む）で、三島市文化財保護審議委員会が設置されている。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を市指定文化財にする際には、同委員会に諮り指定をしていくこととする。</p> <p>(9) 文化財の保存・活用に係わる住民・NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</p> <p>本市の文化財を保存・活用していくためには、三島市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが不可欠である。</p> <p>本市には、地域活動やコミュニティ活動等を行っている市民団体やNPO法人等が多数存在し、地域に根付いた伝統行事等の活性化、文化財を学び知る機会の増加に寄与している。また、文化財の保存・活用、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るために、官民協働により担い手育成の支援や、必要な助言・指導などを継続的に行っていく。次頁に三島市の代表的な市民団体やNPO法人等を列記する。</p>	<p>(P136)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第5章</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針</p> <p>本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、487ヶ所と膨大である。それぞれの遺跡を個別に管理して、文化財保護法に基づく保護（保存・活用）を実践している。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際、届出の必要を周知し、その義務を徹底するとともに、該当する場合は開発事業者との事前調整を経て、試掘・確認調査、発掘調査などで現状把握を行い、その調査結果をもとに、適切な保護措置を静岡県教育委員会に指導・助言を仰ぎながら実施する。</p> <p>(8) 文化財の保存・活用に係る三島市教育委員会の体制に関する方針</p> <p>本市では、文化財に係わる業務は、教育委員会郷土文化財室が担当しており、専門職員として学芸員6名・事務職員2名と臨時職員（学芸員職を含む）6名が携わっている。文化財の保存・活用は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により、教育委員会の職務権限とされているため、郷土文化財室が、歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。</p> <p>また、文化財行政に係わる教育委員会の諮問機関として三島市文化財保護条例（昭和36年条例第11号）の規定に基づき、10人以内の学識経験者（地域住民代表を含む）で、三島市文化財保護審議委員会が設置されている。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を市指定文化財にする際には、同委員会に諮り指定をしていくこととする。</p> <p>(9) 文化財の保存・活用に係わる住民・NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</p> <p>本市の文化財を保存・活用していくためには、三島市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが不可欠である。</p> <p>本市には、地域活動やコミュニティ活動等を行っている市民団体やNPO法人等が多数存在し、地域に根付いた伝統行事等の活性化、文化財を学び知る機会の増加に寄与している。また、文化財の保存・活用、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るために、官民協働により担い手育成の支援や、必要な助言・指導などを継続的に行っていく。次頁に三島市の代表的な市民団体やNPO法人等を列記する。</p>

■新旧対照表

新					旧																																																																						
(P158)					(P157)																																																																						
<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第7章 3 歴史的風致形成建造物の指定候補 当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。</p>					<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第7章 3 歴史的風致形成建造物の指定候補 当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。</p>																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区分</th> <th>名称</th> <th>写真</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 6</td> <td>三嶋脇師の館</td> <td></td> <td>三島市</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 7</td> <td>懐古堂ムラカミ屋</td> <td></td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 8</td> <td>梅御殿 (旧小松宮別邸)</td> <td></td> <td>三島市</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 9</td> <td>三嶋大社舞殿</td> <td></td> <td>三嶋大社</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 10</td> <td>三嶋大社神門</td> <td></td> <td>三嶋大社</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 11</td> <td>楽寿館 (旧小松宮別邸)</td> <td></td> <td>三島市</td> </tr> </tbody> </table>					No.	指定区分	名称	写真	所有者	1	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 6	三嶋脇師の館		三島市	2	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 7	懐古堂ムラカミ屋		個人	3	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 8	梅御殿 (旧小松宮別邸)		三島市	4	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 9	三嶋大社舞殿		三嶋大社	5	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 10	三嶋大社神門		三嶋大社	6	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 11	楽寿館 (旧小松宮別邸)		三島市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区分</th> <th>名称</th> <th>写真</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 6</td> <td>三嶋脇師の館</td> <td></td> <td>三島市</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 7</td> <td>懐古堂ムラカミ屋</td> <td></td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 8</td> <td>梅御殿</td> <td></td> <td>三島市</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 9</td> <td>三嶋大社舞殿</td> <td></td> <td>三嶋大社</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 10</td> <td>三嶋大社神門</td> <td></td> <td>三嶋大社</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 11</td> <td>楽寿館</td> <td></td> <td>三島市</td> </tr> </tbody> </table>	No.	指定区分	名称	写真	所有者	1	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 6	三嶋脇師の館		三島市	2	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 7	懐古堂ムラカミ屋		個人	3	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 8	梅御殿		三島市	4	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 9	三嶋大社舞殿		三嶋大社	5	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 10	三嶋大社神門		三嶋大社	6	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 11	楽寿館		三島市
No.	指定区分	名称	写真	所有者																																																																							
1	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 6	三嶋脇師の館		三島市																																																																							
2	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 7	懐古堂ムラカミ屋		個人																																																																							
3	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 8	梅御殿 (旧小松宮別邸)		三島市																																																																							
4	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 9	三嶋大社舞殿		三嶋大社																																																																							
5	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 10	三嶋大社神門		三嶋大社																																																																							
6	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 11	楽寿館 (旧小松宮別邸)		三島市																																																																							
No.	指定区分	名称	写真	所有者																																																																							
1	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 6	三嶋脇師の館		三島市																																																																							
2	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 7	懐古堂ムラカミ屋		個人																																																																							
3	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 8	梅御殿		三島市																																																																							
4	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 9	三嶋大社舞殿		三嶋大社																																																																							
5	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 10	三嶋大社神門		三嶋大社																																																																							
6	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 11	楽寿館		三島市																																																																							

■新旧対照表

新					旧																		
(P160)																							
三島市歴史的風致維持向上計画 第7章																							
<table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>指定区分</th><th>名称</th><th>写真</th><th>所有者</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>15</td><td>国登録有形文化財 (建造物)</td><td>旧小松宮別邸桜御殿</td><td></td><td>個人</td><td></td></tr><tr><td>16</td><td></td><td>旧倉屋本店</td><td></td><td>個人</td><td></td></tr></tbody></table>						No.	指定区分	名称	写真	所有者		15	国登録有形文化財 (建造物)	旧小松宮別邸桜御殿		個人		16		旧倉屋本店		個人	
No.	指定区分	名称	写真	所有者																			
15	国登録有形文化財 (建造物)	旧小松宮別邸桜御殿		個人																			
16		旧倉屋本店		個人																			

該当ページなし

■新旧対照表

